

農林委員会・水産委員会連合審査会議録第一号

昭和二十八年七月十八日(土曜日)
午前十一時五分開議

出席委員

農林委員会

- 委員長 井出一太郎君
- 理事 足立 篤郎君 理事 網島 正興君
- 理事 安藤 覺君
- 小枝 一雄君 福田 喜東君
- 松岡 俊二君 松野 頼三君
- 加藤 高蔵君 吉川 久衛君
- 芳賀 貢君 稻富 稜人君
- 川俣 清音君

水産委員会

- 委員長 田口長治郎君
- 理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君
- 理事 日野 吉夫君 理事 小高 熹郎君
- 遠藤 三郎君 玉置 信一君
- 夏堀源三郎君 濱田 幸雄君
- 赤路 友藏君 田中幾三郎君
- 辻 文雄君 中村 英男君

出席政府委員

- 農林政務次官 篠田 弘作君
- 農林事務官 谷垣 專一君
- (農林経済局農業協同組合部長) 立川 宗保君
- 農林事務官 水産庁漁政部長 中里 久夫君
- (水産庁漁政部長) 農林委員会専門員 藤波 理平君
- 農林委員会専門員 藤井 信君

本日の会議に付した事件

農林漁業組合連合会整備促進法案
(内閣提出第二二二号)

第一類第九号(附属の四)

農林委員会・水産委員会連合審査会議録第一号

昭和二十八年七月十八日

○井出委員長 これより農林委員会水産委員会連合審査会を開会いたします。

農林漁業組合連合会整備促進法案を議題といたし、審査を進めます。

なお、水産委員各位に申し上げますが、本案の趣旨は、お手元にお配りいたしました提案理由説明書をごらん願うこととし、ただちに質疑に入ることについて、ご意見を伺います。

農林漁業組合連合会整備促進法案

(目的)
第一条 この法律は、農林漁業組合連合会に対する金融機関の援助につき、農林漁業組合連合会の整備を促進し、もつて農林漁業に関する協同組織の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「農林漁業組合連合会」とは、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十條第一項第三号、第六号、第七号又は第九号の事業を行う農業協同組合連合会及び森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第百五十四條第一項第三号又は第四号の事業を行う森林組合連合会であつて、都道府県の区域をこえる区域又はその区域を地区とするもの並びに水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百

四十二号)第八十七條第一項第三号又は第五号の事業を行う漁業協同組合連合会であつて、政令で定める区域を地区とするものをいう。

2 この法律において「金融機関」とは、農林中央金庫、農業協同組合法第十條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行う農業協同組合連合会並びに水産業協同組合法第八十七條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行う漁業協同組合連合会をいう。

(整備計画の樹立)

第三条 事業の継続に著しい支障をきたすこととなしはその債務を弁済することができない農林漁業組合連合会であつて、この法律によつて整備を行うとするものは、農林大臣の指定する日(以下「指定日」という。)現在により貸借対照表を製作し、これに基いて整備計画をたてなければならぬ。

2 農林漁業組合連合会は、前項の規定により貸借対照表を製作するに当つては、省令で定めるところにより、資産の適正な評価を行い、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

3 農林漁業組合連合会は、第一項の規定により整備計画をたてるに当つては、省令で定める金融機関と協議しなければならない。

4 第一項の規定により整備計画をたてる場合には、その会員(准会員を

除く。)の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならぬ。

(整備の目標)

第四条 前条第一項の農林漁業組合連合会は、指定日から起算して十年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに左に掲げる条件を満すように整備を行わなければならない。

(整備計画の内容)

第五条 整備計画においては、左に掲げる事項を定めるものとする。
一 会員又は他の農林漁業組合連合会との間における利用及び協力を強化するための方策
二 事業執行の体制を改善するための措置
三 固定した債務の緩和その他の金融機関から受ける援助の内容

四 固定した債務の整理
五 欠損金の補てん
六 出資金の増加
第六条 第三條第一項の規定により整備計画をたてた農林漁業組合連合会は、省令で定めるところにより、これを農林大臣に提出しなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による整備計画の提出があつたときは、農林

漁業組合連合会整備促進審議会の議を経て、大蔵大臣と協議の上、その整備計画が適当であるかどうかを認定しなければならない。

(整備計画の変更)

第七条 農林漁業組合連合会が前条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画を変更する場合には、第三條第三項及び第四項並びに前条の規定を準用する。

(合併の場合の特例)

第八条 第六條第二項(第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会が整備を行おうとする場合には、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を製作し、これに基いて整備計画をたてなければならない。

2 前項の規定による整備は、指定日(合併によつて成立した農林漁業組合連合会にあつては、当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会についての指定日とし、その指定日がそれぞれ異なるときは、当該合併についての登記の日)に最も近い指定日とする。)から起算して十年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第四條に規定する条件を満すように整備を行わなければならない。

い。

3 第一項の場合には、第三条第三項及び第四項並びに第五条から前条までの規定を準用する。
(農林漁業組合連合会 整備促進審議会)

第九條 農林省に、農林漁業組合連合会整備促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第六條第二項に定めるものの外、農林大臣の諮問に依り、農林漁業組合連合会の整備計画の実施状況その他農林漁業組合連合会の整備の促進に関する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、農林漁業組合連合会の整備の促進に関する重要な事項について関係行政機関の長に建議することができる。

第十條 審議会は、委員九人以内で組織する。
2 委員は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する。
一 審議会の所掌事務に關し学識経験を有する者 六人以内
二 関係行政機関の職員 三人以内

3 審議会に会長を置く。
4 会長は、委員のうちから互選する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

7 委員は、非常勤とする。
8 前各項に定めるものの外、審議会組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(政府の助成措置)
第十一條 金融機關は、農林漁業組合

連合会が整備を行うに際し当該農林漁業組合連合会に対する債権の利息を減免したときは、省令で定める手続により、当該農林漁業組合連合会の整備の実績を記載した書類を添えて、政府に補助金の交付を申請することができる。

第十二條 政府は、前條の申請があつた場合において、当該申請に係る農林漁業組合連合会が左に掲げる条件に適合するときは、省令で定めるところにより、毎年、予算の範囲内において、当該金融機關に対して補助金を交付することができる。
一 第六條第二項(第七條及び第八條第三項)において準用する場合を含む。の規定により整備計画が適当である旨の認定を受けていること。

二 当該整備計画に従ひ誠実に整備を行つてゐると認められること。
第十三條 政府が前條の規定により補助金を交付する場合における毎会計年度の補助金の額は、金融機關ごとに、当該金融機關が第十一條の規定により行つた申請に係る農林漁業組合連合会についての指定日から起算して十年以内、且つ、前会計年度中に減免した利息の額を限度として、当該金融機關が減免した利息に係る元本償還の残高に年五分以内の率を乗じて得た額とする。
(法人税法の特例)

第十四條 第六條第二項(第七條)において準用する場合を含む。次條において同じ。の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会の昭和二十五

年一月一日以後に開始する最初の事業年度の開始の日から指定日の属する事業年度の終了の日までの各事業年度において生じた欠損金(合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会にあつては、当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会から引き継いだ当該欠損金を含む。)は、当該農林漁業組合連合会の整備計画において欠損金の全部の補てんが完了することとなつてゐる事業年度までの各事業年度において、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。但し、指定日の属する事業年度(以下「基準事業年度」という。)において青色申告書(法人税法第二十五條第一項の申告書をいう。以下同じ。)を提出し、且つ、その後においても連続して青色申告書を提出してゐる場合に限り。

2 前項の規定により各事業年度において法人税法第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金の金額は、当該欠損金の生じた事業年度以後の事業年度において同項の所得の計算上同項の繰越金から控除されなかつたものに限り。

3 前二項の規定により法人税法第九條第一項の所得の計算上損金に算入すべき欠損金が同條第五項又は農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第四百十号)第二十二條第一項の規定により損金に算入すべきものである場合には、当該欠損金については、これらの規定は、適用しない。

第十五條 第六條第二項の規定により

その整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会の場合に青色申告書を提出しようとする事業年度が基準事業年度である場合には、当該農林漁業組合連合会が法人税法第二十五條第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、指定日から一月以内は提出することができる。

2 前項の規定の適用を受ける農林漁業組合連合会が指定日から一月以内に指定日の属する事業年度が終了するものについて法人税法第二十五條第六項の規定を適用する場合には、同項中「当該事業年度終了の日」とあるのは「基準事業年度の終了の日から六十日を経過した日」と読み替へるものとする。

第十六條 第六條第二項(第七條及び第八條第三項)において準用する場合を含む。の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会が基準事業年度に續く事業年度の開始の日以後合併によつて解散した場合には、合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会が第八條第三項において準用する第六條第二項の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けているときは、合併によつて解散した農林漁業組合連合会が基準事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の直前の事業年度までの各事業年度(当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しない)で解散した場合に限り適用する。

第十七條 第六條第二項(第七條)において準用する場合を含む。の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しない)で解散した場合に限り適用する。

第十八條 第六條第二項(第七條)において準用する場合を含む。の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しない)で解散した場合に限り適用する。

第十九條 第六條第二項(第七條)において準用する場合を含む。の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しない)で解散した場合に限り適用する。

第二十條 第六條第二項(第七條)において準用する場合を含む。の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しない)で解散した場合に限り適用する。

第二十一條 第六條第二項(第七條)において準用する場合を含む。の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しない)で解散した場合に限り適用する。

直前の事業年度を除く。)において青色申告書を提出してゐるものの第十四條第一項の欠損金で当該合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会にその欠損金として引き継がれたものは、合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日の属する事業年度及びその事業年度終了の日後に開始し、当該農林漁業組合連合会の整備計画において欠損金の全部の補てんが完了することとなつてゐる事業年度の終了の日までに終了する各事業年度においては、法人税法第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

2 前項の規定は、合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会が当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会の解散の日を含む事業年度(当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しない)で解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

2 前項の規定は、合併によつて成立した農林漁業組合連合会又は合併後存続する農林漁業組合連合会が当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会の解散の日を含む事業年度(当該合併によつて解散した農林漁業組合連合会が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しない)で解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

3 第一項の場合には、第十四條第一項但書及び同條第二項の規定を準用する。この場合において、同條第一項但書中「基準事業年度」とあるのは、「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替へるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 前項の規定は、公布の日から施行する。

3 前項の規定は、公布の日から施行する。

4 前項の規定は、公布の日から施行する。

2 農林漁業組合再建整備法の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二号中「欠損金の下に」農林漁業組合連合会整備促進法（昭和二十八年法律第 号）第

三条第二項の規定により算入された額を除く。」を加える。
3 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中
「農林物資規格調査
農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査を
農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査を
農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査を
農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査を
農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査を

農林物資規格調査
農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査を
農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査を
農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査を
農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査を

第一号により、その権限に属せしめられた事項
を行うこと。

○井出委員長 これより質疑を許します。玉置信一君。

○玉置委員 たいだいま議題になつてお

ります農林漁業組合連合会整備促進法案の内容を見ますと、きわめて時宜に達した立法措置と考へまして、私も全幅の賛意を表するものであります。ところがこれに一つ欠ける点があるものであります。それは何かと申しますと、漁業と不可分の関係にありまする水産加工連合会がこれから落ちておる。御承知のように、漁業を振興して自立経済の基盤を確立するということがなると、どの角度から見ても加工というものを無視することはできません。漁獲の処理の面におきましては、これは九州、本州でもその通り、北海道に至つてもまさにその通りであります。漁獲された魚を処理する上におきまして、生送りをする。生で消費者に供給するという、それ一方のもつて漁業というものは成り立たない。そこにはやはり生の魚を第一次、

なる地区が、みな漁獲の面においては加工の団体と不可分の関係において漁業の振興がはかられておるわけであり、また、かような点から申しまして、実際はあくまで一貫した立法措置を講じなければ、今日まで政府が必配しておられますところの中小企業振興という、この建前から見ても、どうしてもこれは当然含まなければならぬ問題があるわけがあります。特に今日の日本の自立経済の基盤をなすもの、申すまでもなく中小商工業者、このうちにはひろく農漁村が含まれるわけでございます。この点まことに残念に思つておるわけでございますが、これに對しまして政府はいかようにお考えになつておられますか、まず最初に伺いたいのでございます。

第二次、第三次の加工をすることに

り立つわけでありまして、こうした点を考へてみますと、ひとしく加工連といふもののつながりなくして、単に漁業だけの振興を期し得られないということ、私が申し上げるまでもないこととでございます。しかるに前段申し上げましたように、この加工連がこれから落ちていくというところは非常に片手落ちな処置と考へられますので、私は当然この整備促進の内容に加工連を一つ加えるべきであると思つておる。かというところが一点。
それから現地の実情を申し上げますと、九州におきましては、長崎が特にこの点に當てはまる点があつたと思つておる。本州におきましては、あければ相当数になります。北海道に至りましては、御承知のごとく函館あるいは室蘭、札幌、苫小牧、小樽、釧路、根室、稚内、留萌、旭川、こうした主要

な状態で、北海道だけが同連合会としての組織を持つておる。そこで北海道の場合は、債権者である農林中金が、元金あるいは利子の取立を世世払いといつたような意味で返せるときが来るまで待つてやろうというふうな建前をとつておるやうであります。それからもう一つ、これは実例がありますけれども、室蘭における製氷会社などには、やはり資金の貸出しをしておる。実際の運営には別に影響がないということになつておるので、再建整備促進法の建前から、主として原始産業関係であるところの農業協同組合、漁業協同組合、森林組合に限定する、これが今回の建前になつております。もし詳細なことが必要でありましたら、事務局から説明させていただきます。

○藤田政府委員 たいだいま玉置君が言

われしました水産加工協同組合をなぜこの対象に加えないかという問題につきまして、これは、この法律をつくるときに、実は私も非常にふしぎに思つた。この問題については同様の疑問を私も持ちまして議論をいたしました。ところが、今回の整備促進の措置は、従来の再建整備をさらに促進するという立場から、再建整備法の対象となつておる農業、漁業あるいは森林組合といったような、言ひかえれば原始産業だけをその対象としたものであつて、加工というものはその対象にしないという建前をとつたわけでありまして、そこで今の北海道の加工はどうかというところになります。北海道の場合は、加工組合の同連合会というものがあつて、これは全国で北海道だけだと思つておる。長崎とおつしやいましたけれども、長崎は今のところ開店休業のよう

な状態で、これが今日整備を要する、すなわち赤字になつておる対象でございます。この赤字を解消するために苦心をいたしておる。回収の方面におきまして、とうてい望みのないものがあるわけでありまして、こういうような点を、しからば農林中金が救済するかといへば、全然対象にしないわけがあります。かかる状態にあるものを、この立法の精神からいいますと、この立法の精神からいいますと、政府としてこれは再建させるべき、政府としてあまたたい措置を講ずべきであるというところを、私はここに確信を持つて申し上げる次第であります。この点に對しまして、なお政府のお考えをお伺いしたいと思つておる。

○松岡委員 ちよつと関連して、政

務次官の御答弁の、この法案制定の当初の趣旨はわかるのでございますが、しかし実際問題として魚をとつて、いかをどうしてはす。これまで入れるとどこまで大きくなるかわからぬという御懸念があるのではないかと申す。今の漁業の原始的なものとは比べると、資力もあつたかまですべて発展するかわからない、これを一緒にしたのでは、大小懸念を持つておられるのではないかと申す。しかしほんとうに漁民の実態を調べると、その加工の程度にもよりますが、じやないかと思つておる。非常に加工業者を云々ということ、漁民の保護の問題を混同するということ、あるいはどうか知りませんが、私は実態の上から考へて、ほんとうにいかをとつては加工して行くかというところ、これは、ちよつとタバコの方面と関連するようないかもあるが、その加工の

限度についてどういふか、あいにお思ひになつていらしやるか、実態について関連してちよつと質問いたします。

○藤田政府委員 これは御承知の通り、従来の再建整備法に基きまして、これを促進するというのが今度の措置であります。そこで御承知の通り、農業、林業及び漁業を振興し、自立経済の基礎の確立に資するため農林漁業組合の再建整備はかることを目的とするという法律ができておるわけであり、この法律の中に含まれておる業種だけについて整備促進するというのが今回の目的でありますから、いろいろ実際のな面について関連があるということとは十分承知しておりますけれども、法の建前上この法律に定められた業種について促進するというのが今度の目的でありますので、この法の中に含まれていないものは当然今度の措置からは除外される、こういうことになつたわけであり、しかし実際問題として水産加工というのか漁民に直接間接に及ぼしている利益というものは、これはおつしやる通りであります、われ／＼も同感であります。従つてこれを授けておこうというのではもちろんありません。そこで今まで持つておつた債務に対して、出世払いといひますか、お前払えるときに一生懸命やつて払つてくれという態度をとつておるので、決して催促もしておらないのでございます。新しくほかに貸し出してないかという、特融というよふな普通のものよりもつと安い利子でさらに貸し出しておるといふ実情にあるわけでありまして、少くも促進法の問題に關してはこれから除外されておる。しかし助成あるいは金融

の面については十分に関心を持つて、別個の方法でやつておるといふことを御了解願ひたいと思ひます。

○松岡委員 多分そうだろうと思ひます。会が来たからこうなつた、法の中に入れることはできなかつたけれども、実際は今の御答弁のように、ふさわしくないところか確かにあるといふことだけはお認めになつていらつしやるように私には了解するのです。それでそれから何とかしてこれを修正すべき意図を持つていらつしやるかどうか。実態にふさわしいものにならなければならぬといふお考えを持つていらつしやるならぬ、今はいかたがたないけれども、こういう実態にはふさわしくないから、何とかしなければならぬといふお考えは、漁民に対するあたたか心持から出て来なければならぬと思ひるのであります。今の加工業が大きくなるというところが心配であるといふことは私も同感ですけれども、ある程度まではどうしても持つて行かなければ、次官のように実態をよく御存じの方は、これでは無理だといふことはよくお認めだろつと思ひます。この点を……

業だと思ひます。そういう意味で直接のいわゆる原始産業的なものだけを目標にしておるから、この法律の中に加工業を加えるといふことは私は無理だと思ひます。だから加えなくても別途に救済なり助成なりし得る方を講じて行けばいいのじやないか、その意味におきまして私は賛成です。

○玉置委員 時間を拝借して恐縮ですが、先ほど申し上げましたように、北海道の例の実態を申し上げますと、御承知のように北海道水産加工業協同組合連合会というのがあります。これの固定化債権というものは、先ほど申しましたように、旧北海道水産物製造協会という、戦争中の統制団体の引継ぎ債権、それから創立早々における昭和二十五、昭和二十六年年度の経済界の混乱によりまして、傘下の単位加工協同組合及び販売先商社に対する債権固定化の原因いたしました、非常に会の運営の円滑も欠けるに至つたわけであり、そこで少くも詳しくお話をさしていただきますが、製造協会より引継ぎの債権は、当該団体といたしましては鏡意回収に努力をして参つておりますが、過去三箇年間の回収実績は総額二十パーセント程度にすぎないのであります。このおもなる原因は、債務者のいづれも現在におきましては弱小企業体に転落したものが多く、死亡、あるいは所在不明等が過半数に達しておるといふ現状であります。従つて回収可能と目されているものでありましても、早期に回収するといふことはいずれも困難な事情でありまして、大部分は回収不能と思わなければならぬものでございます。また引継ぎ固

定資産におきましても、建物、漁場、設備を除きましてはほとんど形のみの資産でありまして、約四〇〇程度は償却せざるを得ない現状に立つておる、かような現状でございます。

次に両年度の固定化債権の事情を申し上げますと、傘下加工協同組合に対する分は、当時の経済界混乱によりまして原料高、製品暴落の大打撃を受けました結果、資金が固定化いたしました。これら組合の再建整備について鏡意協力指導を行ひまして、最近ようやくその緒に上つたものではあります。組合の現状から見まして、前段申しましたように早期回収はきつめて困難でありまして、少くとも五箇年以上の期間を持たなければ、この債権の回収はな／＼困難であるといふ事情に置かれておるわけであり、販売代金の固定化は、前申しましたと同様に、当時の経済界の混乱に基き、製品の値下りによる販売代金の固定等によりまして、ひいては本会に対する債権の支払い困難を来した事情でありまして、このうちの一部はすでに先ほど申しましたように、倒産あるいは倒産せざるも営業不振のために、これらに対する債権の一部はもう回収不能という状態になりまして、長期回収のやむを得ない事情にあるといふやうなこの実情を考慮するときに、この連合会の持つ役割は、今日北海道の原始産業である漁獲の面にかつて影響を及ぼしておるかとお申しますと、先ほどお話し申し上げましたように、この加工処理機関があることによりまして、原始産業に立つ漁業者が価格の維持をこれによつてできるわけであり、これは私が申し上げるまでもなく、皆さん御承知

であると思ひますが、この加工処理機関がなければ、単に漁獲したものが一気に入れられませんか。いかの例をお話がありましたか、いかにいたしましてその通り、特にしんにいたしましてもしかりでありまして、その他の漁獲されるものは、北海道のような地域においては、内地の交通事情等と比較いたしまして、ただちにこれが生のまま処理されようといふことは考え得られない。時期を過ぎますとこれが腐敗をいたしまして、肥料に落すだけである。今日わが国における食糧緩和の一つの重大な使命を担つておられますこの漁獲が、こうした機関の破産によりまして、漁獲処理の機関がなくなることによつて漁獲の処理が完全にスムーズに行かない。その結果はこれが肥料に落すといふやうなことになるかと、わが国経済に及ぼす影響はきつめて大きい。ことに北海道は御承知のように、今日におきましては日本全体の百分の一の漁獲を示しておる。この北海道がかかる機関が倒産したることによつて処理機関がなくなる、漁獲の面において生で置くことができない、これを肥料に落さなければならぬといふやうなことになるかと、北海道の経済界に及ぼす影響といふものはをわめて甚大であることを、政府もおそらく御存じないことではないと思ひますのであります。ただ立法処置をして、いろいろな角度から考へて、ことに林業連合会等の傘下にこういうものがある。ああいうものがあるといふことには、どうしてこれを無視するといふことは、どうして許されぬことである、かように私は考へるのであります。これに対し

まして基本的な考えを、重ねて政務次官からお伺いしたいのであります。

○藤田政府委員 ただいま玉置委員の言われたことについてはまったく同感であります。私も御承知の通り北海道出身でありますから、北海道の加工業の実態というものは多少の認識を持つております。そこでこれは再建整備促進の中に入れて、ということ、何といいたしても法律で限定されておられますから無理であります。御説の通りのそういう方法で、漁民と直接関連を持つておられる水産加工というものを対する助成については、あるいは救済というものを対しては、絶対的な必要があると思っております。水産庁にも十分に申しまして、別途の方法で御趣旨に沿うように努力させる考えでございます。どうかその程度で御了解願いたいと思っております。

○玉置委員 きわめて御親切な政務次官の御答弁でありますから、これを反駁して申し上げるわけではないのですが、なるほど別途の措置が講ぜられれば私もけっこうだと思っております。ところがこうした問題は、別途の措置を講じ得られない事情にあることは、農林事務当局でもおそらく御存じの通りです。ややもすると彼所の考え方といたしましては、一つの立法措置を講ずる基本的な線を打ち出しますと、それにこだわつてどうしてもこういふことをやりたがらないというところは私もよくわかるが、この問題だけはこの線に載せておかないと、これはとうていできない。私が先ほど申しましたように、あくまでも漁業と加工業との一体不可分の関係に行かなければ、原始産業である漁

業者は立ち行かないのです。これは専門家であらばだれもなすべくは、私は思うが、農林省の事務当局の人も、みずから漁業を営んでみれば一番よくわかる。これはだれが何となくつづけても、この問題だけは無視できない現状にあることに思いをいたすならば、そうしたただ単なる他の事例に比較してこれはできないというより、なことは、この際賢明なる藤田政務次官において、どうしてもひとつ思い直していただきたいのです。何もむす一項を加えればよいのです。何もむすかしくはない。ただ水産加工連というものをひとつ加えればそれで済むわけなんです。どうかもう一度ひとつ思い直していただきたい。大家漁業のためです。加工業のためではないのです。

ただ加工連とあると、すぐ加工業者をお考えになるが、それは事務当局のお考えで、これはあくまでも漁業と一体でありまして、漁業の振興の半分をこたえに、こたえにこたえという基本的な考え方根本的な考え方ひとつ思いをいたして、私どもの希望する、また全道の多数の漁民が一体となつて希望するこの措置を、ぜひ講じていただきたいと思っております。

○藤田政府委員 玉置君は、水産加工連というのを一字加えればよいとおつしやいますけれども、そうすると、農業加工林業加工というものを今度はまだ加えなければならぬということ、非常に範囲が大きくなつて、水産加工だけを加えてしまふというわけには行かないのであります。そこでたび／＼申し上げましたが、大体法の目的としていふのは漁民を主体としておられるのではなく、加工業者の連合会というのであります。もちろん直接間接の関係というものについては政府も認めておられるわけですが、しかしこの法は、要するに漁民を直接の主体としておられるものが直接の漁民を主体としているものではないというところは、玉置委員は私よりよく御存じだと私は思うのであります。そこで水産加工連というものを一字加えらうとおつしやいますけれども、それは農産加工連をどうするか、林産加工連をどうするかということになるかと、範囲が広がらなかつて、漁民の趣旨に沿うことができないおそれがあるのではありませんか、これはその点をよく御了解願いますから、私は先ほど来申すように、あくまでも水産庁を管轄いたしました、これは私の責任においてお約束しますから、この法律の中に加工連を加えることだけは、非常に無理であることは、ひとつこの程度で了解してもらえないものだらうかと、こつこつに考えます。

○玉置委員 政府次官が非常に御心配になつて御苦心くださる点はよく了承いたしました。それでは事務当局にお伺いしたい。

先ほど私は、ただいま政務次官から御答弁になつたうちの林業加工の話が出るであろうと思つたから、先手を打つて、林業方面の問題をもちよびり申し上げておいたのであります。こういうことに関連して、これにこだわらうとする場合においては、それはどうしても成り立たない議論である。これに対して農林省の事務当局は一体いかがであるか、これをまずお伺いしたいのであります。

○谷垣政府委員 漁業の面におきまして、とれました魚を加工し、あるいは生のままで出るものもありましようが、そういう意味において関連が非常にあるという御議論はその通り私どもも認めているわけでありまして、しかしこれはほかの農林加工の面におきましても、やはりよく似た事情があると思つておられます。たとえばかんが非常に豊作で腐るような可能性があるような場合、あるいはトマトが出た場合、あるいは落りんごが非常に多量に出ると、これに對してどういふような手を打つかというふうな問題等、よく似た例はあるわけでありまして、ここで今御審議預つております法案につきましては、先ほど政務次官の方からお答へ申し上げましたように、すでに施行されております再建整備法の対象であつて十分にできなかったものに対して、これを一部促進をして行く、実は当初からこつこつと法律の建前になつておりました、どちらかと申しますと、すでに施行いたしました二年有余経過しております再建整備法の補完的役割をいたして、今御指摘になりましたような水産加工の問題は、非常に重要な問題であることは重々承知いたしておりますけれども、実は再建整備法の当初におきましてその対象にいたしておりませんので、そういうふうな関係から、このたび議論をいたしに行かぬか、かようなことになつて行かぬか、かようなことになつて行かぬかと思つておられます。

○玉置委員 ただいま部長の御答弁でありましたが、法律に基いていふと、その法律は立法府でつくつた法律

ですから、その法律に欠陥があり誤りがあるれば、これを是正することは当然である、国家国民の利益になることは、当然立法府で直すべきだ。法律がこうできておるからといって、いいもの悪いものをこつちやに考えるという事は当らぬと思う。みかんの例を引かれましたが、みかんの落ちる、腐るといふ問題は三日、五日を争う問題ではないことは、あなた御承知でしょう。ところが生魚というものは一日、二日を争うのです。この計画によつてこられるということになりますと、一体どうなりますか、この点はあなたはどうかお考えになりますか。

○谷垣政府委員 そのできます生産品によつて、いろ／＼と問題が違ふかと思ひます。落ちりんこの場合もあれば、落ちみかんの場合もありましようし、あるいは魚の場合もありましようし、あるいはまたミルクのような場合もございまいましようし、これはいろ／＼と問題があるかと思ひます。しかし、この法律で言つておきます建前は、要するにこの対象になります組合を組織してありますその諸君が農民であり、あるいはまた漁民であり、また山林の方で申しますれば、そういう仕事を直接やつておる諸君というふうには、少し主体をかえておりますので、実はその点がこの法律の一つの区切りのようなかたちになつておるわけでございます。先ほど再建整備法と促進法の関係につきまして、法律の形は確かに両方独立はいたしておられますけれども、その出ましたゆえんもの、その他内容等の立法が議論されました論議の過程が、実は再建整備法の実績を見まして議論が起きておりますの

で、さうに御了承を願ひたいと思ひます。

○玉置委員 どうもお答えがびんと来ないのです。再建整備法を補うためにこれをやつたといふことはわかる。この法律をこのまま読んでみれば、この通り当てはまるべきなんです、それは私よくわかる。わかるんだが、そもそも原始産業をどうして生かすか、原始産業といふものを実際に生かすといふことになれば、これはほかの事情と違つて、政府が一旦どういふものを出して、これはどうしてもこの法律の中においてきめなければならぬといふ行き方は、私よくわかるのです。私も立場をかえて考えれば、それは当然と思ひますが、しかし原始生産者である漁業の立場を考えると、これによつて一層生きる、生きることをあくまでもこの法律にこだわつて阻止するといふことは、理論上成り立たぬ。だから、もしあつたかといふ思いやりをやつて、これをやつたからといって、その数もないことであるし、これによつて漁業が振興されて行くといふことは、これほどいい施策はないではないか、政府としては当然措置をすべきであると考えられるわけでありませぬ。先ほどのみかんの話のお答えは、きわめて曖昧模糊としておりまして、私にはびんと来ないので、これは私の納得するようない他の単位組合の実情をお述べになることは、おそらくできないだらうといふことは私は承知しておるがゆゑに、特にこの点を指摘して御考慮を願ひしていただくわけでありませぬ。

○篠田政府委員 漁業と非常に関係のある水産加工の問題を離して阻止するといふふうな、ただいまのお考えのよ

うであるが、それは兎然あなたのお考えの方が違つておる。別に阻止しては行つても何でもない、大いに助成しようという気持はある。けれども御承知の通り一つの法律の建前として、たとえば私の家を一軒つくつた、ところがそれが機能を發揮しないために模様がえをする、あるいは設計がえをするといふような場合と同じであらう。そのためにあなたのおちをつくらなうわけではない、あなたはそれを一つづつよといふのであるが、これは別個に模様をえしてもさしつかえない、そういう意味合いにおいてやつておるのでありまして、決して阻止するとかなるとかかいつたものではありませぬ。今言つたように、法律の建前は、ある一定の局限されたものを目的としておられますから、そのほかのものについては別個に考えるといふことが建前だと思ひます。今魚が腐りやすいといふふうなお話もありましたけれども、農産物の中にも一時間か二時間で腐るものもすいぶんあるわけですね。そういう意味合いにおいて先ほど来私が申しましたように、決して阻止をするとか、助成をしないとか、救済しないとかいふのではありませぬ。あくまでも思ひます。ですから、あなたの論議は、私が聞く範囲では十分尽きたと思ひます。どうかこの程度で了承願ひたいと思ひます。

○井出委員長 川村善八郎君。川村委員 玉木君の水産物加工組合連合会に対する議論は、議論としては抑したり押されたりしているようなこととて、私は別な角度から事務当局にお伺ひしたいと思ひます。

前に農林漁業協同組合の再建整備法に載つておらなかつたから、これが抜けたといふことは、これはわれ／＼も法律を見て大体わかりませぬ。ただ、なげ抜いたかといふことなんです。今度けて行かなければならぬ、さうして今後この協同組合運動の強化をやつて、漁業生産の拡充、漁民の経済力の發展をはかりたいといふ目的があるのに抜いたといふことでも、私が私にはふに落ちないといふことなんです。そこで協同組合についての構成はいろいろ違ふだらうけれども、今度の連合会の場合には名前が同じなんです。私けさ法律をすつかり調べて来たのですが、こゝなつております。水産業協同組合法の第一條は「この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の發展を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを圖り、国民経済の發展を期することを目的とする」となつておる。その組合の種類はどうなつておるかといふと、「水産業協同組合は、漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会とする。」こゝなつて、目的の中にも組合の中にも、はつきりこれが唱われておる。それを前の農林漁業協同組合再建整備法のとくに入れなかつたといふことは、われ／＼もその審議にあつて少し手落ちだつたことを認めざるを得ない。

それから事業でございませぬが、これも同じであります。事業の種類は、第四章の八十七條の第一項の第一号から第十号までございませぬ。一号は「會員の事業に必要な資金の貸付」、二号

は「會員の貯金の受入」、三号は「連合会を直接又は間接に構成する者の事業に必要な物資の供給」、四号は「所屬員の事業に必要な共同利用に関する施設」、五号は「所屬員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管又は販売」、まだたくさんございませぬけれども、これは漁業協同組合の場合も連合会の場合も、水産加工業協同組合の場合も同連合会の場合も同じなんです。この同じ趣旨に基づき、同じ目的に基いて今日まで運営して来て、さうして漁業協同組合連合会同様、やはり加工協同組合も喜んでおる、こゝなつて、かつての農林漁業協同組合再建整備に載り込まれなかつたら、今度も織り込まない、こゝなつてどういふことかと思ひます。そこでわれ／＼は手落ちであつたといふことを認めざるを得ないが、おそらく農林当局もそこまで気がつかなかつたといふことを私は認めざるを得ないと思ひます。そこで目的も仕事も同じような、ただ片方は漁業を主体としており、片方は漁業からあげたものを加工をするといふ、主体がかわつておるだけであつて、事業は同じです。さうしてやはり戦時中から戦後の食糧事情の非常に窮乏の時期に、漁業協同組合も連合会も、あるいは水産加工業協同組合も同連合会も、同じ方法で皆さんの食糧のために貢献して来たのだ。それが片方が今度入り、片方の加工業協同組合連合会が入らぬといふことは、だれが見てもわかる。そこでこの法案を出しました政府当局においては、おそらく自分の出したものを悪いとは、これは当然言われぬ。玉置さんが今、立

は「會員の貯金の受入」、三号は「連合会を直接又は間接に構成する者の事業に必要な物資の供給」、四号は「所屬員の事業に必要な共同利用に関する施設」、五号は「所屬員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管又は販売」、まだたくさんございませぬけれども、これは漁業協同組合の場合も連合会の場合も、水産加工業協同組合の場合も同連合会の場合も同じなんです。この同じ趣旨に基づき、同じ目的に基いて今日まで運営して来て、さうして漁業協同組合連合会同様、やはり加工協同組合も喜んでおる、こゝなつて、かつての農林漁業協同組合再建整備に載り込まれなかつたら、今度も織り込まない、こゝなつてどういふことかと思ひます。そこでわれ／＼は手落ちであつたといふことを認めざるを得ないが、おそらく農林当局もそこまで気がつかなかつたといふことを私は認めざるを得ないと思ひます。そこで目的も仕事も同じような、ただ片方は漁業を主体としており、片方は漁業からあげたものを加工をするといふ、主体がかわつておるだけであつて、事業は同じです。さうしてやはり戦時中から戦後の食糧事情の非常に窮乏の時期に、漁業協同組合も連合会も、あるいは水産加工業協同組合も同連合会も、同じ方法で皆さんの食糧のために貢献して来たのだ。それが片方が今度入り、片方の加工業協同組合連合会が入らぬといふことは、だれが見てもわかる。そこでこの法案を出しました政府当局においては、おそらく自分の出したものを悪いとは、これは当然言われぬ。玉置さんが今、立

場は違ふが同じ北海道出身の篠田政務次官に聞いておるが、立場がかわつたつて同じことだろうと思ふ。でありまするから、先ほど篠田政務次官の、別途な方法を講ずるといふことで、この法律を通しますと、それが今後加工工業の連合会を助けて行くといふことは、どういふ方法で行くかわかりませんが、れども、できたならば何かここに条文の一部修正をして、別途これを取扱つて、救済をするといふ意味の字句を加えて行つたならば、政務次官のお話されたことも明らかになりますし、それから玉置君の質問の趣旨にもお答へすることができる、私はかように考へておるようなわけでございませう。原案を主張されるあなたのお気持はわかるけれども、でき得るならばここに一項を入れて、何とか救済を講じていたいだいたならばどうかといふことを私は申し上げて、事務当局のまづ御所見を求めます。

○谷垣政府委員 これは申すまでもなく、再建整備法のとくに実は十分に御審議を願ひましたし、政府部内でも実は十分に論議をいたしましたものでございませう。もちろん加工の仕事が非常に連関が多いといふことは、私も十分承知いたしております。また一つの協同組合といふ組織がとられておるといふことは、これはほかの中小企業等協同組合法等もあるわけであります。そういう協同組合がそれぞれ設立されておるといふことも、十分承知いたしております。ただ問題は、再建整備法が出されましたときに御論議があつたのでありますけれども、農民、漁民といふように、直接原始産業に携わつておられます、ごく零細なそういう諸君が

相集まりまして、そして協同組合をつつてやつておる。これと、少くとも加工業者といふ形におきまして、若干の資本を持つてやつておられる方々の協同組合といふもの組織とは、これは若干違ふのが筋かと思ひます。そういうような意味合いにおきまして、まづ一番原始産業に従事いたしておられるものを対象いたしておるわけでありまして、私たちの方では、決して水産加工に對して十分なる援助その他をやるべきことを否定しておるわけではないのであります。ただこの法律におきまして建前といふものは、従来申し上げておりましたように、この前のときにおいても議論はされておりましたし、原始産業部門に限定いたしておる、こゝういふわけでございませうので、御了承願ひたいと思ひます。

○川村委員 大体立法当時のやはり心構えといふものが、われ／＼の考へておつたことと違つておるといふことは、今部長の答弁で明らかになつたのであります。部長の答弁は、原始産業を基盤としてやつておる、すなわち農業とか漁業とか、こゝういふものを主体としておる、それから加工といふものは、高度の加工をやつておるのだから、加工協同組合といふものは、いわゆる原始産業でない、こゝういふふうな考へ方から出発して、水産加工業協同組合を際いたといふようなことが、言葉の上には明らかになつた。そこで私申し上げますが、北海道の場合は、高度の加工業といふものはほんのわずかで、ほとんどの漁獲物からすぐいわゆる一次加工に処理しておるのであつて、実際に原始産業そのものだ。これはおわかりになると思ひます。いわゆる

る北海道では、にしんがとれるという、一番先みがきをとる。これも加工なんです。それからみがきをさらに東京なり大阪なりの消費地に出して、それをい／＼加工するといふのも加工業なんです。北海道の加工といふものは、第一次加工業といつて、漁業と直接不可分の関係にある加工業なんです。そこでこの法律に織り込まなかつたといふことは、さかのぼつて農林漁業協同組合再建整備法に織り込まなかつたといふこと、こゝういふことが原因になつておるといふことは、部長の答弁から明らかだ。そういふふうなことになると思ひます。やはり部長の考へでは、原始産業にあらざる高度の加工業といふものは、これは冷蔵庫もあれば、それからいろ／＼大工場を持つておる加工業もあるといふことになつておるといふ議論でありませう。今までわれ／＼の議論しておりましたのは、いわゆる漁業と直接に關係しておる加工業であつて、そうしてこれで連合会をつくつておるものは、やはり漁業協同組合連合会同様、あるいは再建整備法に織り込まれたところの、いわゆる漁業協同組合、農業協同組合と同様に取扱うべきであるといふ、そこに議論の食い違ひがあるのだ、こゝういふふうな考へで部長はこの立案に當つたのか、この点を明らかにすれば、おのずかにはつきりしますから、その点をどうか……。

○松岡委員 私は公平な立場から申し上げたい。これは常識的な判断です。いかをとつて来て、すぐさいて、あるいはにしんをとつて来てすぐさいて、

これを漁業と言ふか言わないかという問題なんです。漁業とは何ぞやというんです。この解釈について、農林事務当局はすこぶる狭義に解釈しておる。漁民じやない。漁業なんです。漁業とは何ぞやという、この定義から言わなければならぬ。これは常識的な第三者の、私のようなしるうとから申し上げるのですから、参考になされてしかるべきじやないかと思ふ。

○篠田政府委員 にしんをとつて、すぐその場で裂いてみかきにするとか、あるいはいかにとつてすぐするめにすといふようなことは、これを加工といへば加工かもしれませんけれども、実際の漁業の状況から見れば、漁民自身がこれをやつておるのです。こゝで言う加工といふのは、少くとも工場を持つて、ある程度の機械設備を持つてやつておる加工といふもの……です。ですから言いかえれば、こゝで言つておるのは加工の大小じやないのです。直接漁民の組織といふものを目的としておるのではありません、するめに裂いたり、みかきをつくつておる漁民は、結局はこの恩典に浴するわけなんです。漁民といふものを目的としておる、漁民が直接するめをつくる、直接みかきをつくる、棒だらをつくるといふならば、この中に当然入るわけなんです。ところがそれはこの前につくつたときにこれを織り込まなかつたといふよりも、むしろ織り込むべきものでないといふ判断だつたのです。私はそのとき政務次官でありませんからわかりませぬが、そういう判断であつたの考へるのです。そこで新しく加工組合の救助なり助成なりをするといふ別個の法律をつくるといふことであるな

ら、これは別に考へていいのじやないか。それをこの中に押し込もうといふところに無理がある。私はこゝういふふうに考へます。

○芳賀委員 先ほどから玉置委員と農林次官との間においていろ／＼質疑が行われておるわけでありませうが、それを聞いておると、やはり農林次官もこの促進法の持つておる内容的確に把握しておられない点があるのじやないかと考へるわけなんです。この中に規定された点は、いわゆる農林協同組合法、森林法、水産業協同組合法、この三つの規定によつて形成された組織の非常に弱体になつたものを補強してやる、再建してやるといふところにわらひがあるものであつて、玉置委員が言われた加工協同組合連合会といふものは、はたしてこれらの水産業協同組合法の規定によつて形式された組合であるかどうかといふ判断の確に行われなければならぬこと、次官は先ほどから加工の段階になれば、すでにそれは適用を受けないのだと言つておられますけれども、水産業協同組合の持つ事業といふものは、いろ／＼ありますけれども、一つは組合員が漁獲したそのものに対する運搬であるとか、加工であるとか、保管であるとか、販売といふものは当然協同組合の事業として行わなければならない。それらの事業といふものはいかに高度の加工事業であつても、この協同組合が行う限りこれを除外することは絶対できないのであつて、そういう場合において農林次官はこゝういふような解釈を持たれておるか。原始産業と加工の限界といふものには一定の線があつて、それ以上を越えるものは除外するのだといふ御説

明はどこから出発した論議であるかというところを、もう少し明確にしたいと思いたいと思つておられます。

○篠田政府委員 私は加工をする人を除外するというふうには言つていないのでありまして、この法律では、加工協同組合あるいは加工協同組合連合会というものはこの対象になつておりません。直接の対象は漁民の設置する漁業協同組合が対象になつておるのでありますから、漁業協同組合が加工をしていてる場合には当然この中に入る、こういうふうには考へております。ただ漁民以外の人が加工をやつていて、その加工組合の連合会というものはこの中に入らない。松岡さんの言われるように、漁民が自分で協同組合をつくつて加工している場合には当然この中に入るわけです。

○芳賀委員 次官の言われた点はまだ認識が足りないと思つて、もちろん協同組合連合会であるからして、連合会を構成するものは単位協同組合であるということが言えます。そしてなお単位協同組合を形成するものは漁民であり、農産物であるという個々の人格を持つたものから出発しておるわけでありまして、けれども、ここで言うところの協同組合というものは、単位協同組合が一つの人格を持つて形成したところの協同であつて、いわゆるこれは連合会でありまして、この規定は、これらの法によつてできた連合会に対して適用するのであるから、当然連合会が行つておる事業によつて生じた損失等に対する整備促進というふうにならなければならぬのであつて、この単位協同組合に対してこれを適用するということとはまづたく関連つた考へではないかと思つておられます。

○篠田政府委員 これはあなたのおつしやる通りです。私は別に単位協同組合とか、そういうことを云々しておる仕事であればこれは加工であつても入ります。なぜかというは漁業協同組合連合会というものは、あなたのおつしやる通り漁民の対象であるからであります。しかしながら今玉置君の言われる意味は、加工業者というものは必ずしも漁民に限らない。あるいは商人がそれに携わる場合もあるし、また別の資本家がこれに携わる場合もある。そういう人のやつておるいわゆる加工組合というものが集まつて加工協同組合連合会をつくつておるのだから、そういう場合にはそういう人は入らない。漁民のつくつておる協同組合なり協同組合連合会が加工しておるといふ場合には当然この中に入る。別個の人格がつくつておる連合会はこの中に入らない、こういうふうには私は説明しておるわけでありまして、

○芳賀委員 そういふことが最初から明確になれば、何ももういふ論議を繰返す必要はなかつたのであります。そういうことであれば、玉置さんの言われる加工協同組合連合会というものがこれとまづたく本質的に異なるものであるといふことになれば、さらに水産協同組合あるいは水産業の一環として営まれるところの加工業、こういうものは同時にこの連関の中において保護されなければならぬという問題がそこに発展した場合において、それを取上げて現在の法の範囲内ではこれは当然適用を受けることはできないけれども、それから別個にどのようなことを

お考へになつておるかということを中心にして、具体的に述べられれば、前から気にはしておるけれども、どうもならぬとか、原始産業がどうであるとか、加工がどうであるとか、非常に茫漠たる説明をなされておるので、納得できないわけでありまして、しかもそれ以外一つの連合会、これが損失を非常に大きく持つという場合においては、やはり社会的な判断の上で立つてこれをいかにするといふお考へがあるかどうかを聞かしてもらいたい。

○篠田政府委員 その問題につきましては先ほど来申し上げました通り、水産加工の協同組合連合会というものは、現在のところ北海道道きりないものであります。その北海道の連合会というものの固定化した債務は五千五百万円、欠損が約五百万円、これが金利の重圧に相当悩んでおる。この問題に對しましては先ほど言つたように、金利あるいは元金ともに出世払い——お前たちの方がうまく行つたら払つてくれといふことで、農林中金でも催促していかない。そういう方針をとつております。そのほか別個に必要であるといふ場合には、特別資金の融資を安んずりてやつておるので、玉置君の言われるいわゆる加工協同組合連合会といふものに対しては、決してそのまま放任しておるわけではありませんが、説明の御説明したのであります。それは先ほど御説明したとおりですが、説明の技術が下手であつたから非常に漠然としたかもしれませんけれども、私ははつきり説明したところでありまして、そこで松岡さんの言われることも、玉置君の言われることも、あなたのおつしやることもはつきりしたと思つておられます。

○芳賀委員 そういたしますと、結局これは次官の御説明で聞くと、むしろ再建整備法の適用を受けるよりも、出世払いといふか、完定払いといふか、そういうことを行けば、あの法律をもつては、そのようなことは絶対できないといふように考へられるわけでありまして、ただ問題は、全国に北海道しかそういう連合会がないから、これを特別庇護してやるということであると、類似のものが全国的に続々できると、これが弱体であるといふ場合には、当然法的に何らかの措置を講じてやる必要があると思つておるのですが、これらのことはそういう現象が非常に多く全国的にできた場合においては、具体的に考へるといふ御意思であるかどうか。この点も伺つておきたい。

○篠田政府委員 この法律で保護を受けるという意味ではありません。実際的に今申し上げたような保護はしてはいるわけですが、そこで現在のところ北海道よりいふと、あつて各府県からこういうものができた場合には助成をするかという問題ですが、それは北海道に對する助成と同様な助成をするといふことはもちろん当然だと考へておられます。

○玉置委員 だん／＼別途の救済保護の措置を講ずるといふたび／＼の政務次官の言明でございまして、これは納得すべきかとは思つておるが、もう一度基本的な問題でありますから聞かなければならぬと思つておられます。先ほど川村委員からも指摘せられたのでありますが、当初の立法措置を講ずる場合に、非常な誤りを來しておる。ここにございまして、この法律が水産協同組合法という面から考へてもな

○谷垣政府委員 私の郷里は丹後なものですから、丹後の園で子供のときから拝見いたしておられます。○立川説明委員 私ども水産の方の専門でございまして、この法律をつくります際には、私どもの知識をもちまして、農林経済局の当該部長とは十分相談をいたしました。その際に加工等

で、それは私が申し上げるまでもなく事務当局は御承知の通りであらうと思つておられます。水産業ということになりまして、加工が含まれ、しかも川村委員の申しましたように、私が劈頭に申し上げましたように、加工には一次、二次、三次の加工というものがあつておる。第一次といふものはほとんど生に近いものを出しておる加工品なんです。そこで私は部長にお伺いしますが、あなたは現地の漁獲から加工に移す場合の一貫的な事情を見ましたか、それをまず先にお伺いしたい。

○谷垣政府委員 北海道の現地で見たというわけではございませんけれども、ほかのところではと／＼拝見いたしておられます。

○玉置委員 ほかのどういふところで

○谷垣政府委員 私の郷里は丹後なものですから、丹後の園で子供のときから拝見いたしておられます。○立川説明委員 私ども水産の方の専門でございまして、この法律をつくります際には、私どもの知識をもちまして、農林経済局の当該部長とは十分相談をいたしました。その際に加工等

の事務につきましては、十分含んで相談をいたしたわけでありませう。そのときどうしてこういうことになつたかと申しますと、この法律で何をやるかと申しますと、これは申すまでもなく整備計画をつくりまして、その整備計画に基いて、その連合会がうまく動くように欠損金の補填をするように、債務の整理をし得るようなくないの措置を講ずることが規定をしてございませう。われ／＼が内部で議論をいたしました際に、一番問題になりましては、どうして加工連合会を入れないかという議論でありました。加工の実態もいろいろ話をしました。ところがこれは先ほど答へがありました。加工で規定をして実態が達せられないかどうかという問題でございませう。欠損金の補填それから債務の整理ということ、北海道の二つの連合会でありませうから、これはいろいろ方法で相談できる。それから現案におきまして、農林当局でこの加工連合会が欠損金の補填をし得るような収益が生れるような援助をなし得る。これは法律に規定はございませう。ございませうが、いろいろ御援助して、この法律の実質上目的とするところはやられるのではないか。これが全国にたくさんあればまたいろいろ議論もございませうが、北海道だけに限られておられることになれば、われ／＼の行政指導でも十分できる。かた／＼法律の建前としても、再建整備法の対象にならないものは、どうもやりにくいということでございますから、それならば行政指導でもこの法律の目的とする加工連合会に対する措置は十分であるであろう。過

去においてもかなりやつておる。十分ではありませんが、将来においてもさらに努力することによつて、この法律と同じような効果が上げられる、かような自信がありましたので、それでは建前もかた／＼あり、加工連合会を除くことという事になつたのでありませう。立案当局としては、加工業の実態をよく知つております。

○玉置委員 水産庁の漁政部長が、当初の立法措置を講ずる場合に、そういふお考えで譲られたというところに、専門家としてのあやまちがあつたのではないかと思ひます。あなたが専門家であつたならば、これは譲るべき様ではないかと思ひます。今お話を聞くと、特別の措置が講じ得られるという法律とは別個にこれとひとしき救済措置が講ぜられるのか、その根拠を承りたい。

○立川説明員 この措置は、まず債務の整理、それから債務の期限の到来に對して、適当に猶予をするとか、あるいは利息に對していろいろ考へるといふことでもございませうが、それは農林中央金庫法による農林中央金庫の運用で、われ／＼が具体的に話し合ひをする事によつて、十分行けると考へております。

○玉置委員 それは常識の程度ですが、現実の問題として、加工連がこれだけの欠損を來しておる、回収不能な状態だといふようなことから、農林中金等に申し入れた特種その他の種々の措置が、どうしてもこれが原因いたして希望通りにできない、圧縮されるわけでありませう。この法律の措置で行くと當然法律に基きまして保護される。

被保護者の立場において、正当な理論をつけて要求ができる。それに対して政府は、法律に基いて保護助成しなればならないといふことは申し上げるまでもないことではあります。それが別個だということになりませう。よべき法律がなくちやできないので、話のように、よべき何らかの立法措置を講じていただければならないのです。あえて固執するわけではないのです。どうも私は見通しとしては、そうした立法措置はできないのではないかと考へておられるのでありませう。その点をどう考へるかということをお聞きいたします。

○篠田政府委員 御承知の通り整備促進法案といふものの目的は、債務に對する金利の補給をするわけでありませう。それがこの法律の目的なんでありませう。ところが北海道の水産加工協同組合連合会の場合は、すでに金利はたな上げになつておる。でありますから、目的は達しておるのであります。この法律ができる前に、あなた方の目的は、すでにたな上げになつておる。これは金利がたな上げになつておらない、金利で苦んでおる。この原始産業の協同組合連合会は對して金利を補給してやろうといふ法律なんです。あなたの方の方は実質上恩恵を、すでに法律で先に受けておる。そういう意味で、將來に對する助成の問題をこの法律で論じているのではありません。それを誤解しないようにしてもらいたいと思ひます。

○玉置委員 篠田政務次官も実態をそこまではつかんでおられないと思ひます。お話しにはならぬと思ひます。これは時間をあまり費しますから詳しくは申し上げませんが、融資利子の補給といふ問題があるわけですが、先ほど申しましたように、水産庁の部長は大体内容を知つておられるのであります。であるから、部長は今まで私が申し上げた方向に、別個の措置を講じ得られるかどうか、あとで政務次官には公式でなくとも、非公式にでも私が話をすれば、政務次官も納得できる面があると思ひます。公式の場合だからそう言わざるを得ないだらうといふことは、私も立場をかねればよくわかる。でありますから、実質的にこの目的を達し得られるかどうか、達することの別途の措置を講ずるかどうかということ、はつきりここで言明を願ひたい。

○篠田政府委員 達せられるかどうかといふよりも、すでに達しておると言つた方が適當だと考へます。連合会の場合は利子のたな上げをしてありますから、実質的に達しております。それは銀行とかそういうものですから催促はするでしょう。また指導も一面においてしてあります。達しておらないならば、達し得るようになつておらなうかと思ひます。

○川村委員 政府はこのたび農林漁業組合連合会の整備促進法を制定いたしました。十年の間に旧借金の整理やあるいは損失の補填をするという目的で、中金その他金融機関と協議をさせ、そして整備計画を立てて、とにかく再建をはかつて行くという趣旨はまことに敬意を払ふものであります。しかしながら、この運用にあやまちを來すならば、法律をつくらうかと思ひます。これは時間をお話しにはならぬと思ひます。これは時間をあまり費しますから詳しくは申し上げませんが、融資利子の補給といふ問題があるわけですが、先ほど申しましたように、水産庁の部長は大体内容を知つておられるのであります。であるから、部長は今まで私が申し上げた方向に、別個の措置を講じ得られるかどうか、あとで政務次官には公式でなくとも、非公式にでも私が話をすれば、政務次官も納得できる面があると思ひます。公式の場合だからそう言わざるを得ないだらうといふことは、私も立場をかねればよくわかる。でありますから、実質的にこの目的を達し得られるかどうか、達することの別途の措置を講ずるかどうかということ、はつきりここで言明を願ひたい。

は心配するものでございませう。もちろん第一条の目的達成のために、三条、四条、五条の趣旨によつて計画を立てて、そして新たに生れる審議会にかけて是非をはつきりさせて、それから第十一条の趣旨に基いて助成をして行くといふことではあります。内容を大体見ますと、利子補給と税金の特別扱いをしてやるといふ二つに尽きておるようございませう。ところで、先ほど水産加工業の連合会の問題で相当論議がありませうが、出世払いにして、たな上げをしておる。こうしたよ

うな、俗に言う死んだ借金も今度起きて来て、それに今度は政府が金利を払わなければならぬといつたようなことができないのではないかと。黙つておくこと、どうせもうあの連合会はとれないのだからといふので、事実上くられたの法律ができたので利息はとれる。政府に処置を講じてもらうことができないのだといふことで、どん／＼死んだ借金が起きて来て、むしろ今度連合会が事業を何十年も継続して行つて、たけのこのように出ればとられればとられて、いつまでも下敷になつておられないならぬことが起きます。これは心配するものであります。私はせつ／＼法律をつくるならば、借金なり損失なりを国家が全部負担をして、きれいにして連合会を立てて行くのでなければ、連合会によつては、極端に言う北海道漁業協同組合連合会のことでは七億も八億も借金を背負つておるが、その利息を政府が補填して、十億に近い借金を払つて行つたならば、一体この連合会がほんとうの姿に立ち返ることができたら

は心配するものでございませう。もちろん第一条の目的達成のために、三条、四条、五条の趣旨によつて計画を立てて、そして新たに生れる審議会にかけて是非をはつきりさせて、それから第十一条の趣旨に基いて助成をして行くといふことではあります。内容を大体見ますと、利子補給と税金の特別扱いをしてやるといふ二つに尽きておるようございませう。ところで、先ほど水産加工業の連合会の問題で相当論議がありませうが、出世払いにして、たな上げをしておる。こうしたよ

うな、俗に言う死んだ借金も今度起きて来て、それに今度は政府が金利を払わなければならぬといつたようなことができないのではないかと。黙つておくこと、どうせもうあの連合会はとれないのだからといふので、事実上くられたの法律ができたので利息はとれる。政府に処置を講じてもらうことができないのだといふことで、どん／＼死んだ借金が起きて来て、むしろ今度連合会が事業を何十年も継続して行つて、たけのこのように出ればとられればとられて、いつまでも下敷になつておられないならぬことが起きます。これは心配するものであります。私はせつ／＼法律をつくるならば、借金なり損失なりを国家が全部負担をして、きれいにして連合会を立てて行くのでなければ、連合会によつては、極端に言う北海道漁業協同組合連合会のことでは七億も八億も借金を背負つておるが、その利息を政府が補填して、十億に近い借金を払つて行つたならば、一体この連合会がほんとうの姿に立ち返ることができたら

は心配するものでございませう。もちろん第一条の目的達成のために、三条、四条、五条の趣旨によつて計画を立てて、そして新たに生れる審議会にかけて是非をはつきりさせて、それから第十一条の趣旨に基いて助成をして行くといふことではあります。内容を大体見ますと、利子補給と税金の特別扱いをしてやるといふ二つに尽きておるようございませう。ところで、先ほど水産加工業の連合会の問題で相当論議がありませうが、出世払いにして、たな上げをしておる。こうしたよ

うかという心配をしてるのでござい
ますが、政府はただ単に利息の補給を
するの、税金の特例をとつてそれで
損失の補填金に充てるというたような
ことにするの、ほんとうの腹をひと
つぶちまけて、この際御説明を願えれ
ば、その説明によつてさらに御質問を
申し上げたいと思つております。

○藤田政府委員 水産の漁業協同組合
の場合、借金は全国で十六億、赤字が
五億、こういう計算になつておりま
す。それから北海道の水産加工連の場
合は、債務約五千五百万円、欠損が五
百万円でありまして、両方合せまし
ても六千万円くらいのものでござい
ます。これは出ればとられるというふう
に考えれば、出ればとられるかもしれ
ませんが、たけのこをこぐように借金
や利子をとるわけに行くものではあり
ません。すなわち指導的な立場からこ
れが立ち上つて行けるように、もちろ
ん加工連の場合もそうであります。そ
れからこつちの場合は、利子の補給を
やるくらいでありますから、出ればと
るといふようなさういふ薄情な考え方
で法律をつくつて行くわけでないとい
うことは、御存じの通りであります。
できるだけ立ち直つて行くような方法
で、少くもそれ／＼の組合にも責任を
持つてもらふ、こういうのでありま
す。借金を、たとへば水産加工の場合
には商人であるとか、実業家であるも
かいら／＼な人が関係しているものも
あります。やつて失敗すれば国家が
全部それを借金を払つてくれるとい
うならば、だれでもみんな／＼さう
いうことをやるだらうと考えます。そ
ういう意味ではありませぬから、どう
か御安心願ひたいと思ひます。

○川村委員 今政務次官の言われるよ
うに、これから損失の出るようなこと
のないように指導して行くのは当然で
ございませぬけれども、私の今伺つてお
るの、旧借金をたくさん持つておる
ところは、それを今後払つて行けと言
つても容易でない。なぜかといひま
す、連合会は御承知の通り単協と違
まして、直接の事業はそ／＼あり得ま
せん。間接の事業であつて、連合会の事
業が進展して利益が上ればそれは漁民
を搾取しておる、あるいは協同組合を
搾取しておるという形になるのでござ
います。これは事務当局も政務次官も
御承知だと思つております。連合会
主として集荷をして、販売する。であ
りますから、利益をどん／＼上げてと
いうと、手数料を高くするとか、さう
行かなければならぬので、結局利益を
上げるといふことは、その反面に漁民
を搾取する、あるいは単協を搾取する
ということになりますので、連合会の
事業といふものは容易でない。従つて
容易でなかつたから北海道の道連連の
ときはもうすでに入億も借金をして
いるのであります。これからの事業の
問題でなく、事業はこれから法律でも
十分保護して行かなければなりません
し、指導して行かなければなりません
が、加工組合のごときは現に死んでお
り、払えない状態にあるから、とりた
いと言つてもとれない。利息を払えと
言つてもとれない。今度はこの法律が
できて利息を補填してやるということ
になると、払ふ義務がちゃんとはつき
りそこに確立され、計画を立てるか
ら、いつそのこと、私が玉置君ならば
横に寝て、借金は払ひませぬ、返上を

します、と言つた方がよほど漁民なり
加工業の組合員に負担をかけること
になる。しかしわれ／＼はかようなこ
とをしたくない。われ／＼協同組合員
といふものは、できるだけ連合会の建
直しをして行つて、まあ出世払いをし
て行きたいという考え方のもとにお
りますから、この法律とは大体考え方が
同じなんだ。ただ法律をつくる、何
かしらそこに動き出すものがある。た
だて言ひますと、漁業権証券を交付
した際に、私は水産委員会でも中金の湯
河理専長を呼んで、この漁業権証券は
借金の返済のために渡したのではない
のだ、漁業制度の改革をして、漁業生
産の向上をはかつて、漁民の福祉をは
かるといふことが目的で証券を渡すの
であるから、借金をとつてはならぬの
だと言つた。とりませぬとはつきり言
つておることが速記にはつきり残つて
おります。ところが各単協、連合会
からとつておることは、政務次官はよ
く知つておるはずなんだ。特に北海道
の道北連に三億を単協から出資した。
そのうち一億五千万円は、形はとつてお
らないようにしておるけれども、ま
さにはつきりしておる。であります
るから、この法律をつくつても、特に中
金のいわゆる系統機関の金融機関であ
るから、連合会が行つて中金に双回い
して刀を振りまわすようなことはやめ
たはずだ。結局彼らと相談をして計画
を立てるのであるから、やはり中金様
々で計画を立てなければならぬから、
死んだ借金も生きるんじやないか。私
はそこを玉置君も心配しておると思
ひます。ありますから、利子補給だけ
は足りないのだというところが第一点、
ほんとうに漁民を立ち上げせ、協同

組合を立ち上げせ、連合会を立ち上ら
せようとするならば、今の合計二十一
億の金は何も大きなものじやない。真
に漁業を立ち上げれば、これくらい
のものは生産によつて所得税でもあ
がつて来る。であるから、利子補給は
かりでなく、この計画による事業成績
によつて、半分くらいは国が旧債に対
して払つて行くというようにすることに
してやらなければ、かえつて利子補給
で苦しまなければならないということ
が、出るのだがさういふお考えをあな
た方は持つたことがあるかどうか、ま
た今後持つかどうかという点をお尋ね
したいのであります。

○井手委員 委員長から申し上げま
すが、大体御論議は結論に入りつつあ
る段階であると思ひます。従ひまして
さういふ意味を含めての御答弁を願
たいと思ひます。

○藤田政府委員 たいはい川村君のお
つしやつたような考えはありませぬ。
なぜかと申しますと、この十六億の借
金にいたしまして、あるいは赤字に
いたしまして、全国の経営の――も
ちろん一生懸命やつていいものもある
し、悪いものもある。経営のいい人が、
借金をすればそれはやがて国家が補つ
てくれるのだ、なくなるのだという考
え方を持つようになれば、結論として
一生懸命に経営をする人は当然なくな
ります。そこでこの審議会におきまし
ても、学識経営者、中にはもちろん協
同組合連合会の諸君も入つておるわけ
であります。さういふ人たちが集ま
つて、借金に対する責任を持つのだ、
しかし現在の状態としては払えないの
だから、国家の救済によつて利子補給
をしようというわけでありませぬ。加工

連の場合においてたな上げしておると
いうても、借金が消えてなくなつたわ
けではない。それはあくまで残る。そ
れは自分が使つたり、自分が失敗した
り、自分が買つたりする借金に対して
は当然責任を持つという建前で行かな
ければ、私は漁業ばかりでなく、日本
そのものの振興はないと考える。従つ
て国家が借金をみんな払つてやつて、
きれいさつぱりしても、その次に借金
したものはどうなるか。この前の借金
は国家が払つた、おれらの借金も払え
となつたら、国家はいつも組合の借金
を払つていなければならぬ。さうい
うような悪循環の政策というものは、私
はあくまで反対であります。さうい
う考え方はありません。

○川村委員 もちろん私は、全部借金
を払えと口では言つては行かぬ。心
の中ではさういふやないものでありま
す。ただ食糧増産時代に、しかも食糧増
産をしろ、二にも食糧生産、二にも食糧
生産といつて政府が指導した時分に、
一銭も援助しないで連合会に仕事をさ
せたから、多く仕事をすればするほど
借金になつたのだ。こうしたのは、
政府が払わぬといふことは当然でござ
いませぬが、これらを一体どの程度
に軽くして払わせる意思があるかどう
か。それからもう一つは、先ほど申し
上げましたが、もうすでに出資をし
たものは、とられてはいるものがたくさ
んある。せつかく農林漁業協同組合再
建整備法を制定して安心して出資をし
たところが、道北連のごとき一億五千
万円もとられておるといふものを今後
どうするか。それはとられればなしで、
これはもう借金を払つたんだからいい
のだというふうな考えで今後計画を立

たし、と言つた方がよほど漁民なり
加工業の組合員に負担をかけること
になる。しかしわれ／＼はかようなこ
とをしたくない。われ／＼協同組合員
といふものは、できるだけ連合会の建
直しをして行つて、まあ出世払いをし
て行きたいという考え方のもとにお
りますから、この法律とは大体考え方が
同じなんだ。ただ法律をつくる、何
かしらそこに動き出すものがある。た
だて言ひますと、漁業権証券を交付
した際に、私は水産委員会でも中金の湯
河理専長を呼んで、この漁業権証券は
借金の返済のために渡したのではない
のだ、漁業制度の改革をして、漁業生
産の向上をはかつて、漁民の福祉をは
かるといふことが目的で証券を渡すの
であるから、借金をとつてはならぬの
だと言つた。とりませぬとはつきり言
つておることが速記にはつきり残つて
おります。ところが各単協、連合会
からとつておることは、政務次官はよ
く知つておるはずなんだ。特に北海道
の道北連に三億を単協から出資した。
そのうち一億五千万円は、形はとつてお
らないようにしておるけれども、ま
さにはつきりしておる。であります
るから、この法律をつくつても、特に中
金のいわゆる系統機関の金融機関であ
るから、連合会が行つて中金に双回い
して刀を振りまわすようなことはやめ
たはずだ。結局彼らと相談をして計画
を立てるのであるから、やはり中金様
々で計画を立てなければならぬから、
死んだ借金も生きるんじやないか。私
はそこを玉置君も心配しておると思
ひます。ありますから、利子補給だけ
は足りないのだというところが第一点、
ほんとうに漁民を立ち上げせ、協同

たし、と言つた方がよほど漁民なり
加工業の組合員に負担をかけること
になる。しかしわれ／＼はかようなこ
とをしたくない。われ／＼協同組合員
といふものは、できるだけ連合会の建
直しをして行つて、まあ出世払いをし
て行きたいという考え方のもとにお
りますから、この法律とは大体考え方が
同じなんだ。ただ法律をつくる、何
かしらそこに動き出すものがある。た
だて言ひますと、漁業権証券を交付
した際に、私は水産委員会でも中金の湯
河理専長を呼んで、この漁業権証券は
借金の返済のために渡したのではない
のだ、漁業制度の改革をして、漁業生
産の向上をはかつて、漁民の福祉をは
かるといふことが目的で証券を渡すの
であるから、借金をとつてはならぬの
だと言つた。とりませぬとはつきり言
つておることが速記にはつきり残つて
おります。ところが各単協、連合会
からとつておることは、政務次官はよ
く知つておるはずなんだ。特に北海道
の道北連に三億を単協から出資した。
そのうち一億五千万円は、形はとつてお
らないようにしておるけれども、ま
さにはつきりしておる。であります
るから、この法律をつくつても、特に中
金のいわゆる系統機関の金融機関であ
るから、連合会が行つて中金に双回い
して刀を振りまわすようなことはやめ
たはずだ。結局彼らと相談をして計画
を立てるのであるから、やはり中金様
々で計画を立てなければならぬから、
死んだ借金も生きるんじやないか。私
はそこを玉置君も心配しておると思
ひます。ありますから、利子補給だけ
は足りないのだというところが第一点、
ほんとうに漁民を立ち上げせ、協同

たし、と言つた方がよほど漁民なり
加工業の組合員に負担をかけること
になる。しかしわれ／＼はかようなこ
とをしたくない。われ／＼協同組合員
といふものは、できるだけ連合会の建
直しをして行つて、まあ出世払いをし
て行きたいという考え方のもとにお
りますから、この法律とは大体考え方が
同じなんだ。ただ法律をつくる、何
かしらそこに動き出すものがある。た
だて言ひますと、漁業権証券を交付
した際に、私は水産委員会でも中金の湯
河理専長を呼んで、この漁業権証券は
借金の返済のために渡したのではない
のだ、漁業制度の改革をして、漁業生
産の向上をはかつて、漁民の福祉をは
かるといふことが目的で証券を渡すの
であるから、借金をとつてはならぬの
だと言つた。とりませぬとはつきり言
つておることが速記にはつきり残つて
おります。ところが各単協、連合会
からとつておることは、政務次官はよ
く知つておるはずなんだ。特に北海道
の道北連に三億を単協から出資した。
そのうち一億五千万円は、形はとつてお
らないようにしておるけれども、ま
さにはつきりしておる。であります
るから、この法律をつくつても、特に中
金のいわゆる系統機関の金融機関であ
るから、連合会が行つて中金に双回い
して刀を振りまわすようなことはやめ
たはずだ。結局彼らと相談をして計画
を立てるのであるから、やはり中金様
々で計画を立てなければならぬから、
死んだ借金も生きるんじやないか。私
はそこを玉置君も心配しておると思
ひます。ありますから、利子補給だけ
は足りないのだというところが第一点、
ほんとうに漁民を立ち上げせ、協同

ようなものでありますとか、また中金とかいうようなところが、それごとく自分の力をもつて応援いたしまして、全体といたしましてこれを建て直すのだという総合的な方策を、審議会において検討すべきだと思つてあります。それに対して一つの誘い水として、政府はどのようにするかといへば、これは金利の補助をやつて行く、こういう考え方であります。単に政府の金利補助というふうなことでこれだけの大きな建直りができようとは考えていないのであります。それが誘い水となりまして、全体の組織がそれごとくこの建直しに協力して行くという態勢に持つて行きたいと考えるのであります。従いまして、今御指摘になつておられます増資と借金等の問題におきまして、これは個々の現実に即しまして検討がなされるべきものであり、なされるであろうと私たちは期待いたしております。

○川村委員 時間もありませんので、もう一点だけさつきの答弁に關連して、またお願いしたいと思つております。もちろん事業運営については今部長の言われた通りでございます。私は借金を扱わないという意思はない。扱わせないが、あまりに古い借金が起きて来たから、扱えないような状態にするな、こう言うのです。それから最後のあなたの問題ですが、どこまでも出資の増加をはかつて事業運営をうまくやつて、借金を払えるようにする、利息を補填して、それに救済の方法を講じて行く、これは決して悪いとは思いません。しかし現実には、出資をして借金にとられておるといふことはたくさんあるんだから、それをまたこの法律

をつくられて利子補給をする、死んだ借金も生きるのじやないかという心配と、出資すればまたその旧債にとられるのではないかという心配があるから言つておる。現に政務次官の選挙区の豊浦、虹田、伊達、あの方面の漁業協同組合は、証券があつたけれども、借金でみんなとられておるといふことは、政務次官はよくわかつておるはずで、道漁連もその通りであります。だから私が言つておるのは、せつかく出資したものを旧債に全部とられてしまつて、そうして新たな資金を貸したようになつておるに長し、どうにもならぬ。これではいくらの法律をつくつてやつても、政府の親切はわかるけれども、立ち上ることはできない。東北でもその通りです。それだから、旧借金ももちろん日をたつておられますけれども、さかのぼつてその計算をして出資からとつておるものを返させ、いわゆるその旧債は旧債として、この整備に載せずに行つた方がいいのではないかとこの考えを持つておられます。これは部長から答弁を願ひたいので、私も部長はまだ現実を知らないのだけれども、部長は現実を知つておられるから、現実を知つておられる政務次官にお尋ねします。

○藤田政府委員 ただいま川村君のおつしやいました、せつかく増資をしてもらふとぬという点については御同感であります。古い借金の穴埋めに全部とられておるといふ事もあるでありますが、漁業証券が国会では古い借金に充てないといふにもかかわらず、現実の問題としてとられたといふことは——とられたことは残念ながら私

は知りませんが、今後審議会その他における指導あるいは監督を強化いたしまして、そういうことがないようにできるだけ注意するつもりであります。ただ、今あなたが私の選挙区に關連しておつしやいましたことは、多少の誤解があります。漁業証券は借金のかたにとられたものではありません。豊浦、虹田、伊達の三漁業協同組合の漁業証券は、御承知の噴火湾が不漁になりました、定置網その他の問題ではだめになりましたので、今度二十五トンの中型漁船を豊浦七隻、虹田四隻、伊達三隻、計十四隻つくりまして、その漁船の建造費に漁業証券を現金にかえて充てたわけでありまして、この点は誤解のないようにお願いしておきます。

○川村委員 先ほど豊浦、虹田、伊達の例をとつた、これは最後はその通りになつたのだけれども、当初はとつた、これをつつ込まれてようやく返した、そのかわり借金があるのだといふこととあります。ですから今度も甘いことをやると前の轍を踏むから、甘いことのないように、その出資をとおるものは返させて、借金の整理をして行けといふことを私は主張しておるのであります。もちろん審議会でも、十分審議会にそのことの徹底をするようにお願いする次第であります。そこで審議会が重要な役割をなすのでございまして、学識経験者からこれを出すといふことになつておられますが、学識経験者といふものと実際範圍が広がるのであります。漁民の中には漁業協同組合の運営に体験のある者があつたならば、そういう人を出さ

なければならぬ。これまで学識経験者といふと、ただ単にどこそこの学校の教授だとか、どこそこの連合会のただ名前だけの会長といふような者を選んだ、それで審議会がほんとうの機構の運営に対して活発なことをやれないといふことが、これまでのほとんどの審議会のあり方でありましたので、今度こそ審議会の委員には漁民の代表である、しかもこうしたような整備に体験のある、学識経験者の尊重できる人を選んで出していただきたいと思つておる。この点についてはどういふ御意見を持つておられますか、伺いたいと思つておる。

○谷垣政府委員 御指摘になりました点はまことにごもつとも、私たちもその通り同感をいたします。再建の促進のために一番役立つやり方をやらなければいけませんので、旧債の借金にまず第一番に充てるといふことは必ずしもいいとは考えておりません。この点は審議会その他で十分さういふような審議を進めるように、私たちも指導あるいは協力いたしたいと思つておる。それから審議会のメンバーの問題についてごもつともな御意見、私たちがそのように同感をいたしております。さういふふうに進めて行きたいと思つておる。

○玉置委員 私はごく簡単に結論的に申し上げますが、先ほど政務次官よりお答えになりました自分の団体が借金をしたものは自分で借金を返せ、これはごもつともな私と同感であります。ただここで申し上げたいことは、最初に質問の形式で申し上げましたように、北海道水産物加工協同組合連合会の債務は、御承知のように、当時の国内の戦争遂行政策の一環として農業会、水産会、こういうふうに改められた、それが次に負けまして、占領下における政治としてさらにこれが分散されて、農業協同組合、水産協同組合、こういうことになつたために、各組合が経営難に陥りまして、当時私ども水産委員会におきまして、あるいは農林委員会でも、この団体を育成発展させるために再建整備法といふものをつくられたわけでありまして、さういふふうなことで、この連合会もみずからの借金でなくして、先ほどお話ししましたように、北海道水産物製造協会という統制団体の債務を引継いだのがおもなる困難を來した原因であります。その当時まだはつきり経営方針も立たないどさくさにありまして、この窮状に陥つたというのが現状でありますので、政務次官のたび／＼お答えになつた中にも、御好意ある御答弁があつたが、私は重ねてここでお願いしたいことは、別個の措置によつて何とか保護を受ける方法を講じていただきたい。言葉をかえて言いますならば、何か特別な別個な立法措置ができて、これに類似の保護を受けることができれば一番いいこととありますが、この利子のたな上げといふこともありましたけれども、これは好意的なたな上げでありまして、法律上の根拠に基くたな上げでないために、先ほど川村委員からのお話がありました通りの実情を考えますと、将来安心して業界の再建、発展を期することはなかなか容易でない。特別な措置によりますと、また別に農林中金等から融資を受ける場合におき

ましても、農林中金当局が安心してま
ず融資の道を開いて参ることもできる
わけでありませう。そういうようなこと
を考えますときに、どうしても何とか
特別の立法措置によつて、こうした面
にも恩恵を得せしめるような特段の御
配慮を願わしいと思つてあります
が、これに対して、政府として、篠田
政務次官の御意見を求めるものであり
ます。

○篠田政府委員 統制時代の借金を引
継がれたということは、これは事実で
あります。しかしその引継ぎというも
のについて、政府は新しい加工業協同
組合に対して、別にこれを引継いでく
れという強制はしておらないのであり
ます。新しくできた加工業協同組合
は、引継ぐことによつて、たとえば固
定資産であるとか、いろ／＼な問題を
その借金と見合せて、引継ぎたいとい
う意向のあつたところだけが引継いだ
というものが、実情であります。そうい
ういろ／＼実際の経緯がありますから、
実際に即した方法によつて、今後の
助成あるいは救済というものをやつ
て行くのが一番いいのであつて、今法
律でそれをやるとか何とかいうこと
になりますと、小さな一つの連合会に
対して、新しく法律をつくるというよ
うな煩雜さも出て来ますので、そうい
う意味合いにおきまして、私が先ほど
かと言つておりますように、実際に即
した救済方法を講じて行きたい、こう
いうふうに考へております。

○井出委員長 これにて連合審査会は
終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後一時二分散会

昭和二十八年七月二十八日印刷

昭和二十八年七月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局